

人事委員会 規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会規則 第 5 号	さいたま市職員の地域手当に関する規則の一部を 改正する規則	令和3年10月26日

さいたま市人事委員会規則第5号

さいたま市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の地域手当に関する規則（平成19年さいたま市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(端数計算) 第3条 職員給与条例第12条第2項若しくは第4項若しくは第13条又は教職員給与条例第14条第2項若しくは第4項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。職員給与条例第23条（教職員給与条例第23条において準用する場合を含む。）、第27条第4項及び第5項（教職員給与条例第25条において準用する場合を含む。）、第30条第3項（教職員給与条例第26条において準用する場合を含む。）、附則第32項第2号から第4号まで、附則第34項、教職員給与条例附則第23項第2号から第4号まで並びに附則第25項に規定する地域手当並びにさいたま市職員の修学部分休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第32号）第3条の規定により給与を減額して支給する場合の減じるべき額の算出の基礎となる地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。	(端数計算) 第3条 職員給与条例第12条第2項若しくは第4項若しくは第13条又は教職員給与条例第14条第2項若しくは第4項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。職員給与条例第23条（教職員給与条例第23条において準用する場合を含む。）、第27条第4項及び第5項（教職員給与条例第25条において準用する場合を含む。）、第30条第3項（教職員給与条例第26条において準用する場合を含む。）、附則第32項第2号から第4号まで、附則第34項、教職員給与条例附則第23項第2号から第4号まで、 <u>附則第25項並びにさいたま市教員の修学部分休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第18号）第4条に規定する地域手当の月額</u> に1円未満の端数があるときも、同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。